

根室市障がい者計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

根 室 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	2
第3	計画における主要施策	2
第4	計画期間	3
第5	計画の対象	3

第2章 障がいのある人の状況

第1	障がい者全体	4
第2	身体障がい	5
	1. 障がい種類別の状況	5
	2. 等級別の状況	6
第3	知的障がい	6
第4	精神障がい	7
	【発達障がい】	7
	【高次脳機能障がい】	7
第5	難病等	8
第6	アンケート調査結果からの現状	9
	【回答者の属性】	10
	【相談支援】	12
	【権利擁護】	13
	【障害福祉サービス、日常生活支援等】	13
	【医療】	16
	【外出】	16
	【教育・就学】	17
	【雇用・就労】	18
	【地域防災】	19
	【社会参加】	19
	【地域福祉や障がいに対する理解】	20
	【本市の障がい者施策の優先度】	20

第3章 施策の方向性と目標

第1	早期療育と障害福祉サービスの充実	22
	1. 障がいの原因となる疾病等の予防	22

2. 障がいの早期発見、早期治療	23
3. 療育の充実と教育との連携	24
4. 障がいの軽減、補完、治療等	26
5. 障害福祉サービスの提供体制	27
6. 日常生活支援	28
第2 相談支援体制の充実と情報提供	30
1. 相談支援体制の充実	30
2. 情報提供のあり方	31
第3 就労支援と社会参加の促進	32
1. 就労支援	32
2. 社会参加の促進	33
第4 地域で支える基盤づくり	34
1. 権利擁護と障がいに対する理解の促進	34
2. 地域における支援体制づくり	35
第5 安心して暮らせる生活環境づくり	36
1. 住環境の整備等	36
2. 災害時における避難支援対策	37

第4章 計画の推進等

第1 計画推進にあたって	38
第2 計画の推進管理	38

～「障がい」・「障害」の表記について～
本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き、原則として「障がい」の表記を採用しています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

本市では、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の国際障害者年を契機として、障がいのある人もない人も等しく生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション※」理念のもと、関係団体との連携を図りながら、すべての人が思いやりをもち、助け合いながら生活できる社会づくりを目指して様々な施策を進めてきました。

平成18年に施行された障害者自立支援法では、身体・知的・精神の障がいを持つ人への支援の一元化とサービス体系の再編により、現行の福祉サービスの基盤が整備され、さらに、平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)では、「制度の谷間のない支援の提供」を目的に、新たに難病患者等が支援対象となったほか、新たな地域生活の展開を図るため、「自立生活援助」、「就労定着支援」などのサービス創設をはじめとする制度改革が行われ、平成30年4月から施行されるなど、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備が進められています。

また、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)、同年5月の「成年後見制度※の利用の促進に関する法律」(以下、「成年後見制度利用促進法」)の施行により、障がいのある人の権利擁護・意思決定支援の強化も進められています。

障がいのある人に関わる様々な制度や社会情勢が絶えず変化する中、障がいの早期発見、療育、教育、職業訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など、障がいのある人の自立を支援する取り組みや、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、全ての人々が地域において自立した生活が営めるよう、地域住民と共に支える地域共生社会の実現に向けた取り組みなどが求められており、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

※ノーマライゼーション：障がいのある人等が人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備実現を目指す考え方

※成年後見制度：認知症や障がい等により判断能力が不十分な方を法的に援助する人を付けてもらう制度

第2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画及び北海道の第2期北海道障がい者基本計画を基本とするとともに、「第9期根室市総合計画」をはじめとする本市の策定する各種計画との整合性を図ります。

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
国	障害者基本計画(第3次)(H25～29)			障害者基本計画(第4次)(H30～34)							
	国指針										
北海道	第2期北海道障がい者基本計画(H25～34)										
	北海道障がい福祉計画(4期)			北海道障がい福祉計画(5期)							
				北海道障がい児福祉計画(1期)							
根室市	第9期根室市総合計画(H27～36)										
	根室市障がい者計画(H27～29)			根室市障がい者計画(H30～32)							
	根室市障がい福祉計画(4期)			根室市障がい福祉計画(5期)							
				根室市障がい児福祉計画(1期)							
	根室市高齢者保健福祉計画・ 根室市介護保険事業計画(6期)			根室市高齢者保健福祉計画・ 根室市介護保険事業計画(7期)							
根室市子ども子育て支援事業計画(H27～31)											

第3 計画における主要施策

本計画は、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいのある人の自立した生活や社会参加への支援に努めること、また、障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できる体制の整備・充実を図ることを基本として、次の5項目を主要施策とします。

1. 早期療育と障害福祉サービスの充実

各種健診事業等を通して、障がいの早期発見に努め、早期治療につなげるとともに、関係機関等と連携し、障害福祉サービスとその提供体制の充実を図ります。

2. 相談支援体制の充実と情報提供

障がいのある人の多様化するニーズや相談に対応できるよう、相談・支援体制を充実するとともに、障害福祉サービスに関する情報提供に努めます。

3. 就労支援と社会参加の促進

障がいのある人の就労を支援するとともに、文化・スポーツなどの社会参加活動を促進します。

4. 地域で支える基盤づくり

障がいのある人の権利擁護と障がいに対する理解を深めるとともに、地域での日常生活を支えるため、地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

5. 安心して暮らせる生活環境づくり

施設・歩行空間・情報等のバリアフリー化の促進による生活環境の改善と、災害時における通報・連絡・避難体制等の整備に努めます。

第4 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

第5 計画の対象

本計画における「障がい」は、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい(政令で定める難病などによる障がいを含む)を対象とし、「障がい者(障がいのある人)」は、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

なお、社会的障壁とは、「障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を示します。

注)各表内の割合を示す数値は、全て百分率(%)で表し、小数点以下第二位を四捨五入していますので、合計値は必ずしも100になりません。

第2章 障がいのある人の状況

第1 障がい者全体

平成29年3月31日現在の本市の人口は27,290人で、各障がい者手帳所持者数(1,831人)の占める割合は、総人口の6.7%にあたります。

本市の各障がい者手帳所持者数は、平成27年の1,859人に対し、平成29年では1,831人と減少傾向にあります。総人口に占める割合は、平成27年の6.6%に対し平成29年では6.7%と、ほぼ横ばいとなっています。

身体障害者手帳[※]所持者数は、過去3年間で減少傾向にあります。療育手帳[※]所持者数は増加ないし横ばい、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者についても、横ばいです。

平成29年3月31日現在の各障がい者手帳所持者数のうち、身体障害者手帳所持者数は全体の78.6%、療育手帳所持者数は13.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は8.0%を占めています。

■各障がい者手帳所持者数の推移(各年3月末日現在)

[単位:人(%)]

区分	平成27年	平成28年		平成29年	
			前年比		前年比
総人口	28,315	27,822	▲493	27,290	▲532
各障がい者手帳所持者合計 (総人口に対する割合(%))	1,859 (6.6)	1,854 (6.7)	▲5 (1.0)	1,831 (6.7)	▲23 (0.0)
身体障害者手帳所持者	1,479	1,458	▲21	1,439	▲19
18歳未満	23	24	1	17	▲7
18歳以上	1,456	1,434	▲22	1,422	▲12
療育手帳所持者	237	249	12	246	▲3
18歳未満	59	65	6	61	▲4
18歳以上	178	184	6	185	1
精神障害者保健福祉手帳所持者	143	147	4	146	▲1
18歳未満	6	6	0	3	▲3
18歳以上	137	141	4	143	▲4

※身体障害者手帳：身体障害者福祉法に規定する一定の障がいのある人に交付される手帳で、障がいの重い順に1級から6級となる。

※療育手帳：知能指数や日常生活動作などを総合的に判断して認定され、障がい程度により、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）となる。

※精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神に障がいのある人に交付する手帳で、障がいの重い順に1級、2級、3級となる。

第2 身体障がい

1. 障がい種類別の状況

障がい種類別では、肢体不自由障がいの割合が最も多く、平成29年3月末現在で全体の58.4%を占めており、次いで内部障がいが29.9%を占めています。

内部障がいのうち、最も割合が多いのは心臓機能障がいで、各年とも内部障がいの半数以上を占めています。

身体障害者手帳所持者の総数は減少傾向にありますますが、その一方で、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあります。

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

区 分	単位	平成27年	平成28年		平成29年	
				前年比		前年比
視覚障がい	人	81	78	▲3	75	▲3
聴覚・平衡機能障がい		83	79	▲4	75	▲4
音声・言語・そしゃく障がい		17	17	0	18	1
肢体不自由障がい		873	859	▲14	840	▲19
内部障がい		425	425	0	431	6
心臓		(269)	(271)	(2)	(272)	(1)
じん臓		(84)	(82)	(▲2)	(82)	(0)
呼吸器		(18)	(18)	(0)	(21)	(3)
ぼうこう・直腸		(52)	(51)	(▲1)	(51)	(0)
その他(小腸等)		(2)	(3)	(1)	(5)	(2)
合計		1,479	1,458	▲21	1,439	▲19
視覚障がい	%	5.5	5.3	▲0.2	5.2	▲0.1
聴覚・平衡機能障がい		5.6	5.4	▲0.2	5.2	▲0.2
音声・言語・そしゃく障がい		1.1	1.2	0.1	1.3	0.1
肢体不自由障がい		59.1	59.0	▲0.1	58.4	▲0.5
内部障がい		28.7	29.1	0.4	29.9	0.8
心臓		(18.2)	(18.6)	(0.4)	(18.9)	(0.3)
じん臓		(5.7)	(5.6)	(▲0.1)	(5.7)	(0.1)
呼吸器		(1.2)	(1.2)	(0.0)	(1.5)	(0.3)
ぼうこう・直腸		(3.5)	(3.5)	(0.0)	(3.5)	(0.0)
その他(小腸等)		(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(0.1)
合計		100.0	100.0	—	100.0	—

第2章 障がいのある人の状況

2. 等級別の状況

等級別では1級の割合が最も多く、平成29年3月末現在では全体の33.5%を占めており、次いで4級が25.5%を占めています。

また、1級の手帳所持者は、人数・割合ともに若干の増加傾向にあります。

■等級別身体障害者手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

区 分	単位	平成27年	平成28年		平成29年	
				前年比		前年比
1級	人	478	478	0	482	4
2級		225	219	▲6	212	▲7
3級		213	213	0	203	▲10
4級		388	371	▲17	367	▲4
5級		103	96	▲7	98	2
6級		72	81	9	77	▲4
合計			1,479	1,458	▲21	1,439
1級	%	32.3	32.8	0.5	33.5	0.7
2級		15.2	15.0	▲0.2	14.7	▲0.3
3級		14.4	14.6	0.2	14.1	▲0.5
4級		26.2	25.4	▲0.8	25.5	0.1
5級		7.0	6.6	▲0.4	6.8	0.2
6級		4.9	5.6	0.7	5.4	▲0.2
合計			100.0	100.0	—	100.0

第3 知的障がい

平成29年3月末現在の療育手帳所持者は246人で、そのうち障がい程度A判定が41.1%、B判定が58.9%を占めています。

■療育手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

区 分	単位	平成27年	平成28年		平成29年	
				前年比		前年比
A判定	人	104	102	▲2	101	▲1
B判定		133	147	14	145	▲2
合計			237	249	12	246
A判定	%	43.9	41.0	▲2.9	41.1	0.1
B判定		56.1	59.0	2.9	58.9	▲0.1
合計			100.0	100.0	—	100.0

第4 精神障がい

平成29年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は146人で、等級別で見ると2級の割合が最も多く、全体の52.7%を占めています。

また、平成29年3月末現在の自立支援医療(精神通院)受給者数は317人で、その年により増減がありますが、おおむね横ばいで推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療(精神通院)受給者数
(各年3月末日現在)

[単位:人(%)]

区分	単位	平成27年	平成28年		平成29年	
				前年比		前年比
精神障害者保健福祉手帳	1級	34	32	▲2	36	4
	2級	75	82	7	77	▲5
	3級	34	33	▲1	33	0
	合計	143	147	4	146	▲1
	1級	23.8	21.8	▲2.0	24.7	2.9
	2級	52.4	55.8	3.4	52.7	▲3.1
	3級	23.8	22.4	▲1.4	22.6	0.2
	合計	100.0	100.0	—	100.0	—
自立支援医療(精神通院)	人	327	342	15	317	▲25

【発達障がい】

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害(発達障害を含む)」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が違っているため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

【高次脳機能障がい】

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。

脳損傷による認知機能障害を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

第5 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義にも「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになっています。

第6 アンケート調査結果からの現状

本市では、根室市障がい者計画等の策定にあたり、計画策定の基礎資料とするため、市内に居住する障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

1. 調査対象者及び人数

平成29年10月31日現在で、根室市内に居住する下記の方(1,687名)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・市内障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所利用者
(手帳所持者と重複あり)

2. 調査期間 平成29年11月13日～平成29年11月30日

3. 実施方法 郵送による配布及び回収

【回答結果】

配布数	1,687
回答数	737
回答率	43.7%

【回答数の内訳】

総数	身障手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神手帳 所持者	複数手帳 所持者	手帳なし	手帳有無 無回答
737	593	59	41	18	11	15
	80.5%	8.0%	5.6%	2.4%	1.5%	2.0%

【回答者の属性】

① 年齢

回答全体で見ると、「75歳以上」が42.7%と最も多く、次いで「65～74歳」が24.0%となっており、回答者の6割以上が高齢者です。

また、障がい別で見ると、身体障害者手帳所持者(以下、「身体」)については高齢者、療育手帳所持者(以下、「療育」)については若年者、精神障害者保健福祉手帳所持者(以下、「精神」)については40代以上の方が多くを占めており、年齢構成は障がいの種別により大きく異なっています。

障害児通所支援事業所を利用する18歳未満の子ども(以下、「児童」)については、「児童」の欄に別途集計しています。

区分	0～ 6歳	7～ 17歳	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	無回答
全体	0.9%	3.0%	2.8%	3.0%	6.5%	14.2%	24.0%	42.7%	2.7%
身体	0.2%	0.5%	0.7%	0.7%	4.7%	14.2%	26.3%	49.7%	3.0%
療育	1.7%	27.6%	24.1%	19.0%	10.3%	8.6%	0.0%	8.6%	0.0%
精神	0.0%	0.0%	4.9%	9.8%	26.8%	22.0%	26.8%	9.8%	0.0%
児童	24.1%	75.9%	—	—	—	—	—	—	0.0%

② 障がいの状況

「身体」の等級別では、「1級」の手帳取得者が最も多く、次いで「4級」、「2級」の順となっているほか、障がい種別では「肢体不自由(下肢)」が最も多く、全体の4割弱を占めています。また、「身体」の3割弱の方が要介護認定を受けています。

「療育」の障がい程度別では、「B判定」が最も多く、全体の約6割を占めています。また、手帳所持者の約4割が、発達障がいの診断を受けています。

「精神」の等級別では、「2級」の手帳取得者が最も多く、全体の約半数を占めています。また、手帳所持者の約半数は自立支援医療(精神通院)を受けています。

難病等の認定を受けている人は回答総数の5%ほどでしたが、そのほとんどは「身体」です。

「児童」については、回答者の約6割が療育手帳を取得しており、そのほとんどが「B判定」を受けています。また、回答者の半数以上は発達障がいの診断を受けており、難病または小児慢性特定疾病の認定を受けている人もいます。

③ 暮らしている場所と一緒に暮らしている人

回答者の半数以上が家族と同居しています。また、「身体」では「一人暮らし」という回答から、障がいのある独居高齢者が多く暮らしていること、「精神」では「入院中」という回答から地域移行が進んでいない状況が見られるなどの特徴が伺えます。

区分	上位回答(暮らしている場所と一緒に暮らしている人:複数回答)		
	1	2	3
全体	配偶者(44.6%)	父母(18.5%)	一人暮らし(16.7%)
身体	配偶者(43.1%)	一人暮らし(14.6%)	子ども(家族あり)(13.4%)
療育	父母等(69.2%)	配偶者(7.7%)	子ども(単身者)(6.2%)
精神	父母等(31.8%)	一人暮らし(20.5%)	入院中(18.2%)

※「児童」については、回答者全員が家族と暮らしていると回答しているため、表への掲載は省略します。

④ 介護者・支援者

回答者の多くは、家族を主な介護者・支援者として挙げているほか、「援助は受けていない」との回答も2割ほどあり、この傾向は全ての集計区分で共通しています。

区分	上位回答(介護者・支援者:複数回答)		
	1	2	3
全体	配偶者(31.3%)	援助は受けていない(20.8%)	父母等、子ども(各 15.2%)
身体	配偶者(35.9%)	援助は受けていない(21.4%)	子ども(17.5%)
療育	父母等(64.4%)	援助は受けていない(15.3%)	配偶者(6.8%)
精神	父母等(34.1%)	援助は受けていない(19.5%)	その他(14.6%)
児童	父母等(62.1%)	援助は受けていない(20.7%)	配偶者(10.3%)

⑤ 生活していく上での収入源

どの区分においても「年金・手当など」、「同居家族の援助」、「給与・賃金または工賃」を挙げっていますが、「身体」、「療育」、「精神」では「年金・手当など」が最も多い結果となっています。

区分	上位回答(生活していく上での収入源:複数回答)		
	1	2	3
全体	年金・手当など(74.6%)	同居家族の援助(17.9%)	給与・賃金(8.4%)
身体	年金・手当など(67.1%)	同居家族の援助(12.7%)	給与・賃金(6.6%)
療育	年金・手当など(36.0%)	同居家族の援助(29.1%)	給与・賃金、工賃(各 12.8%)
精神	年金・手当など(45.0%)	同居家族の援助(15.0%)	工賃(5.0%)
児童	同居家族の援助(64.5%)	年金・手当など(9.7%)	給与・賃金(3.2%)

⑥ 今後の暮らし方の希望

家族との生活を望む回答が多数を占めていますが、一人暮らしを望む回答も一定数あり、この傾向は全ての集計区分で共通しています。

区分	上位回答(今後の暮らし方)		
	1	2	3
全体	家族と一緒に(59.7%)	一人暮らし(15.7%)	福祉施設(9.5%)
身体	家族と一緒に(60.7%)	一人暮らし(15.7%)	福祉施設(9.6%)
療育	家族と一緒に(67.8%)	一人暮らし(15.3%)	グループホーム(8.5%)
精神	家族と一緒に(41.5%)	一人暮らし(19.5%)	福祉施設(12.2%)
児童	家族と一緒に(75.9%)	一人暮らし(10.3%)	福祉施設(6.9%)

【相談支援】

主な相談相手については、全体及び集計区分別ともに、「家族・親戚」が最も多く、その他の回答として「友人・知人」が多く挙げられています。また、福祉施設(「身体」)、「学校・職場」(「療育」・「児童」)、「医療機関」(「精神」・「児童」)など、回答者の日常生活に関わりの深い所が相談先として挙げられていると考えられます。

困ったときの相談体制で感じていることについては、「満足」と答えている人がいる一方で、「相談する人がいない」、「相談窓口の不足」などの回答も上位にあり、この傾向は全ての集計区分で共通しています。

区分	上位回答(主な相談相手:複数回答)		
	1	2	3
全体	家族・親戚(75.0%)	友人・知人(20.8%)	福祉施設(11.0%)
身体	家族・親戚(45.9%)	友人・知人(13.0%)	福祉施設(6.7%)
療育	家族・親戚(48.5%)	学校・職場、ケアマネ (各 11.0%)	友人・知人(8.1%)
精神	家族・親戚(25.9%)	医療機関(21.0%)	友人・知人(13.6%)
児童	家族・親戚(46.2%)	学校・職場(21.2%)	医療機関(7.7%)

区分	上位回答(困ったときの相談体制についてどのように感じているか:複数回答)		
	1	2	3
全体	満足(33.8%)	相談する人がいない (14.7%)	相談窓口の不足(12.5%)
身体	満足(29.1%)	相談する人がいない (12.0%)	相談窓口の不足(10.2%)
療育	満足(27.4%)	相談する人がいない (15.1%)	相談窓口の不足(9.6%)
精神	満足(27.1%)	相談する人がいない (18.8%)	相談窓口の不足(8.3%)
児童	満足(37.1%)	相談する人がいない、 相談窓口の不足(各 14.3%)	相談の場がない、 コミュニケーション支援が 十分でない(各 5.7%)

【権利擁護】

成年後見制度の認知度は回答者全体で4分の1以下、障害者差別解消法については2割以下にとどまっており、制度の周知が進んでいない状況にあります。

今後の活用希望については、全体の約半数が「わからない」と答えていますが、「療育」、「児童」の約半数、「精神」の約3割は将来の活用を考えています。

区分	回答(成年後見制度の認知度)		
	1	2	3
全体	名前や内容を知らない (42.5%)	名前は知っているが 内容は知らない(25.0%)	知っている(24.0%)
身体	名前や内容を知らない (39.6%)	名前は知っているが 内容は知らない(27.2%)	知っている(25.0%)
療育	名前や内容を知らない (72.9%)	名前は知っているが 内容は知らない(13.6%)	知っている(11.9%)
精神	名前や内容を知らない (46.3%)	知っている(26.8%)	名前は知っているが 内容は知らない(17.1%)
児童	名前や内容を知らない (75.9%)	知っている(10.3%)	名前は知っているが 内容は知らない(6.9%)

区分	回答(障害者差別解消法の認知度)		
	1	2	3
全体	名前も内容も知らない (55.8%)	名前は知っているが 内容は知らない(18.9%)	知っている(16.3%)
身体	名前も内容も知らない (54.1%)	知っている(18.2%)	名前は知っているが 内容は知らない(17.9%)
療育	名前も内容も知らない (71.2%)	名前は知っているが 内容は知らない(22.0%)	知っている(6.8%)
精神	名前も内容も知らない (68.3%)	名前は知っているが 内容は知らない(19.5%)	知っている(9.8%)
児童	名前も内容も知らない (69.0%)	名前は知っているが 内容は知らない(20.7%)	知っている(6.9%)

区分	回答(成年後見制度の活用希望)		
	1	2	3
全体	わからない(46.7%)	活用したくない(24.8%)	活用したい(16.8%)
身体	わからない(47.6%)	活用したくない(27.8%)	将来活用したい(12.3%)
療育	将来活用したい(47.5%)	わからない(42.4%)	活用したくない(8.5%)
精神	わからない(43.9%)	将来活用したい(26.8%)	活用したくない(22.0%)
児童	将来活用したい(48.3%)	わからない(41.4%)	活用したくない(6.9%)

【障害福祉サービス、日常生活支援等】

①在宅生活で常に必要な支援

「身体」については「外出」での場面で、「療育」、「精神」については「お金の管理」での場面で、常時の支援が求められています。また、「必要な手続き」、「避難・連絡するとき」を上位に挙げている人も多く見られます。

第2章 障がいのある人の状況

区分	上位回答(在宅生活で常に支援が必要な場面:複数回答)		
	1	2	3
全体	外出(21.8%)	避難・連絡するとき(21.2%)	必要な手続き(18.7%)
身体	外出(21.1%)	避難・連絡するとき(19.7%)	料理・掃除・洗濯(16.5%)
療育	必要な手続き、 お金の管理(各49.2%)	避難・連絡するとき、 戸締り・火の始末(各 37.3%)	外出(33.9%)
精神	お金の管理(22.0%)	必要な手続き、避難・ 連絡するとき(各 19.5%)	料理・掃除・洗濯、外出、 戸締り・火の始末(各14.6%)
児童	避難・連絡するとき、 戸締り・火の始末(各 41.4%)	必要な手続き(37.9%)	お金の管理(34.5%)

② 障害福祉サービス等の利用希望(複数回答)

居宅介護、生活介護、施設入所支援などの在宅・通所サービス、入所サービスは、「身体」、「療育」の利用希望が多く、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型などの日中活動系サービスは、「身体」を除く他の区分での利用希望が多くあります。また、地域移行支援、地域定着支援については「療育」、「精神」での利用希望が多くあります。

本市が独自で実施するサービスでは、ハイヤー券の交付(重度肢体不自由者等交通費助成)、日中一時支援などが利用希望の上位に挙がっています。

区分	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	生活介護	自立訓練(生活)	就労継続支援B	短期入所(福祉型)	施設入所支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイ
全体	21.8%	16.3%	8.4%	12.1%	9.6%	9.0%	14.9%	11.0%	9.2%	7.7%	14.0%	3.3%	3.4%
身体	23.6%	17.7%	9.1%	12.5%	7.6%	7.1%	14.8%	10.5%	8.9%	6.1%	12.0%	—	—
療育	16.9%	13.6%	8.5%	16.9%	22.0%	20.3%	20.3%	16.9%	18.6%	15.3%	25.4%	—	—
精神	9.8%	4.9%	0.0%	2.4%	19.5%	14.6%	7.3%	4.9%	4.9%	22.0%	22.0%	—	—
児童	6.9%	13.8%	6.9%	17.2%	27.6%	27.6%	17.2%	6.9%	17.2%	17.2%	13.8%	10.3%	17.2%

区分	手話通訳派遣	日常生活用具	日中一時支援	地域活動支援センター	訪問入浴	ハイヤー券
全体	3.7%	12.5%	10.3%	8.4%	12.6%	24.0%
身体	3.4%	13.0%	9.6%	7.6%	13.7%	25.0%
療育	5.1%	10.2%	20.3%	15.3%	11.9%	15.3%
精神	4.9%	9.8%	7.3%	9.8%	7.3%	31.7%
児童	3.4%	6.9%	13.8%	6.9%	6.9%	10.3%

③ 本市にあれば利用したいサービス

「身体」では身体機能の回復や医療を伴うサービスを、「療育」、「精神」では就労や外出時のサポートに関するサービスを望む声があります。また、「児童」では就労系サービスをはじめとする、子どもの将来の自立に向けた多様なサービスを望む声があります。

区分	上位回答(本市にあれば利用したいサービス:複数回答)		
	1	2	3
全体	療養介護(20.1%)	自立訓練(機能訓練) (19.0%)	短期入所(医療型)(14.9%)
身体	療養介護(14.4%)	自立訓練(機能訓練) (13.4%)	短期入所(医療型)(10.6%)
療育	就労継続支援A型(19.4%)	行動援護(16.7%)	就労移行支援(14.8%)
精神	行動援護(16.1%)	就労移行支援(12.9%)	就労継続支援A型(9.7%)
児童	就労継続支援A型(16.9%)	就労移行支援(13.6%)	行動援護、医療型児童発達 支援、保育所等訪問支援 (各 11.9%)

④ 平成30年度創設サービスの利用意向

「自立生活援助」と「就労定着支援」については、サービス毎に全体の2割前後の利用意向がありますが、集計区分別で見ると、「自立生活援助」では「療育」と「精神」、「就労定着支援」では「療育」と「児童」で、利用意向の割合が3割前後となっています。

また、「居宅訪問型児童発達支援」については、「児童」の1割以上が利用してみたいと答えています。

区分	回答(平成30年度創設サービスの利用意向:複数回答)		
	自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型児童発達支援
全体	25.4%	16.7%	5.7%
身体	20.8%	11.7%	5.2%
療育	28.8%	35.0%	8.8%
精神	31.9%	23.4%	0.0%
児童	22.0%	36.6%	14.6%

⑤ 障害福祉サービスを利用する上で困っていること

「困っていない」という回答がある一方、多くの方が「情報が少ない」、「サービス事業者が少ない」、「手続きが大変」と考えています。また、「児童」では「利用日数が少ない」との回答が上位に挙がっています。

区分	上位回答(障害福祉サービス利用する上で困っていること:複数回答)		
	1	2	3
全体	困っていない(27.1%)	情報が少ない(21.2%)	サービス事業者が 少ない(11.8%)
身体	困っていない(21.0%)	情報が少ない(14.6%)	手続きが大変(7.2%)
療育	情報が少ない(19.4%)	サービス事業者が 少ない(17.6%)	困っていない(13.9%)
精神	困っていない(20.0%)	情報が少ない(18.3%)	手続きが大変(10.0%)
児童	情報が少ない、サービス 事業者が少ない(各 18.9%)	手続が大変(11.3%)	利用日数が少ない(9.4%)

【医療】

全般的に、「専門的病院がない」、「交通費の負担が大きい」、「医療費の負担が大きい」という回答が上位に挙がっています。また、「療育」では「病院で症状を伝えられない」、「病院での説明がわからない」などの意思疎通上の問題、「児童」では「付き添いがいない」などの問題を抱えている人も多いことが伺えます。

区分	上位回答(医療を受ける際に困っていること:複数回答)		
	1	2	3
全体	専門的病院がない(24.2%)	交通費の負担が大きい(22.8%)	医療費の負担が大きい(19.9%)
身体	専門的病院がない(17.0%)	交通費の負担が大きい(15.7%)	医療費の負担が大きい(14.8%)
療育	専門的病院がない(18.6%)	病院で症状を伝えられない(16.5%)	病院での説明がわからない(14.4%)
精神	交通費の負担が大きい(19.0%)	専門的病院がない(12.7%)	医療費の負担が大きい(12.7%)
児童	専門的病院がない(27.9%)	交通費の負担が大きい(20.9%)	付き添いがいない(7.0%)

【外出】

外出する時の交通手段で特に多いものとして、タクシー、徒歩、公共交通機関のほか、自家用車の利用が挙げられています。

また、外出の際に困っていることについては、「玄関・床の段差」、「駐車場がない」、「手すりがない」、「障がい者用トイレがない」などの回答が上位に挙げられています。

区分	上位回答(外出する時の交通手段:複数回答)		
	1	2	3
全体	タクシー(37.3%)	その他(自家用車)(31.8%)	徒歩(26.2%)
身体	タクシー(26.6%)	その他(自家用車)(22.4%)	バス・列車(14.2%)
療育	徒歩(33.3%)	その他(自家用車)(19.8%)	バス・列車(14.6%)
精神	徒歩(27.5%)	タクシー(22.5%)	バス・列車(18.8%)
児童	徒歩(45.5%)	その他(自家用車)(18.2%)	バス・列車(11.4%)

区分	上位回答(外出する際に困っていること:複数回答)		
	1	2	3
全体	玄関・床の段差(25.9%)	手すりがない(16.8%)	障がい者用トイレがない(8.5%)
身体	玄関・床の段差(22.9%)	手すりがない(14.2%)	障がい者用トイレがない(8.5%)
療育	駐車場がない(9.4%)	文字情報がない(4.7%)	手すりがない、障がい者用トイレがない(各 3.1%)
精神	玄関・床の段差、手すりがない(各 7.1%)	駐車場がない、障がい者用トイレがない(各 4.8%)	—
児童	駐車場がない(11.8%)	玄関・床の段差、手すりがない(各 8.8%)	—

【教育・就学】

今回のアンケート調査の回答者737名中、18歳未満の子どもがいる人からの回答は29名でした。

通園・通学をしている子どもは全体の89.7%で、主な通園・通学先は「保育所・幼稚園」(20.7%)、「市内小・中学校及び高校」(48.3%)、「特別支援学校等」(20.7%)となっています。また、「市内小・中学校及び高校」の回答のうち、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の割合は約6割でした。

学校・園生活を送る上では、「サポートが不十分」、「通学手段が大変」、友達が出来ないなどの問題を挙げている人が多くいます。

また、学校教育修了後に望む福祉施策としては、「作業所の充実」、「就業・生活支援センターの充実」、「一般会社雇用の拡大」など、雇用・就労に関する施策が多く望まれています。

学校・園生活を送る上での問題点(複数回答)		学校教育修了後に望む福祉施策(複数回答)	
回答項目	回答率	回答項目	回答率
特になし	24.1%	作業所の充実	41.8%
サポートが不十分	17.2%	就業・生活支援センターの充実	38.0%
通学手段が大変	13.8%	一般会社雇用の拡大	34.5%
友達が出来ない	13.8%	入所施設の充実	27.6%
設備が不十分	6.9%	官公庁雇用の拡大	24.1%
福祉教育が不十分	6.9%	職業訓練機関の整備	20.7%
保護者の理解が得られない	6.9%	学習施設の充実	20.7%
指導が不十分	3.4%	わからない	17.2%
職員の理解が得られない	3.4%	無回答	13.8%
家族同伴を求められる	3.4%		
その他	3.4%		
無回答	20.7%		

【雇用・就労】

就労状況については、全体の約2割が何らかの仕事をしていると回答していますが、「働きたいが働けない」と答えている人も約16%おり、「精神」ではその割合が4割以上と、他の障がいと比べて顕著となっています。

「働きたいが働けない」理由については、全体及び集計区分別ともに高い割合で「障がい重い・病弱」と回答しているほか、「精神」では半数以上が「働く場所が見つからない」と答えています。

就労するにあたっての必要な配慮については、全ての集計区分で「職場での理解」を最も多く挙げているほか、「柔軟な就労内容」、「雇用先が増えること」、「相談支援体制の充実」を望む声もあります。

区分	回答(就労状況)			
	会社、自営業、福祉的就労など何らかの仕事をしている	働きたいが働けない	その他	無回答
全体	20.1%	15.9%	12.8%	51.3%
身体	18.2%	14.7%	12.6%	54.5%
療育	39.0%	10.2%	10.2%	40.7%
精神	24.3%	41.5%	22.0%	12.2%

区分	上位回答(働きたいが働けない理由:複数回答)		
	1	2	3
全体	障がい重い・病弱(42.7%)	働く場所が見つからない(27.4%)	自分に合う仕事がない(20.5%)
身体	障がい重い・病弱(43.7%)	働く場所が見つからない(19.5%)	自分に合う仕事がない(18.4%)
療育	障がい重い・病弱(38.3%)	働く場所が見つからない、労働条件が悪い、自分に合う仕事がない、障がいの理解が低い、仕事への不安(各16.7%)	-
精神	働く場所が見つからない(52.9%)	障害が重い・病弱(47.0%)	障がいの理解が低い(35.3%)

区分	上位回答(就労するにあたっての必要な配慮:複数回答)		
	1	2	3
全体	職場での理解(27.5%)	柔軟な就労内容(25.8%)	雇用先が増えること(23.9%)
身体	職場での理解(15.5%)	柔軟な就労内容(14.9%)	雇用先が増えること(14.0%)
療育	職場での理解(23.4%)	雇用先が増えること(20.3%)	柔軟な就労内容(19.5%)
精神	職場での理解(23.3%)	柔軟な就労内容(20.0%)	雇用先が増えること、相談支援体制の充実(各16.7%)
児童	職場での理解、雇用先が増えること(各18.6%)	柔軟な就労内容(16.9%)	相談支援体制の充実(13.6%)

【地域防災】

災害が起こった際に最も不安に感じることについては、全体の約半数が「避難先での不安」を挙げており、集計区分別においても最も多い回答となっています。

また、全体の約6割が災害時の救援のために個人情報を提供してもよいと答えています。

区分	上位回答(災害が起こった際の不安:複数回答)		
	1	2	3
全体	避難先での不安(49.3%)	避難時の移動(42.7%)	情報が伝わらない場合(26.1%)
身体	避難先での不安(31.7%)	避難時の移動(28.9%)	情報が伝わらない場合(15.9%)
療育	避難先での不安(30.3%)	情報が伝わらない場合(24.7%)	避難時の移動(21.3%)
精神	避難先での不安(38.6%)	情報が伝わらない場合、避難時の移動(各15.8%)	特にない(8.8%)
児童	情報が伝わらない場合、避難先での不安(各25.0%)	避難時の移動(20.5%)	特にない(9.1%)

【社会参加】

希望する社会参加については、「家族・友人等との交流」、「買い物」、「旅行」などが多く、望まない社会参加については「インターネット等での社会参加」や「スポーツ」、「講座・講演会の参加」などが挙げられています。

区分	上位回答(希望する社会参加)		
	1	2	3
全体	家族・友人等との交流(52.4%)	買い物(30.9%)	旅行(29.9%)
身体	家族・友人等との交流(50.8%)	旅行(27.7%)	買い物(27.2%)
療育	家族・友人等との交流(59.3%)	買い物、祭り・学校・職場の行事(各49.2%)	旅行(44.1%)
精神	家族・友人等との交流(65.9%)	買い物(50.0%)	文化・芸術活動、旅行(各36.6%)
児童	家族・友人等との交流(58.6%)	祭り・学校・職場の行事(51.7%)	買い物(48.3%)

区分	上位回答(望まない社会参加)		
	1	2	3
全体	インターネット等での社会参加(29.9%)	スポーツ(29.2%)	講座・講演会の参加(27.3%)
身体	スポーツ(28.0%)	インターネット等での社会参加(27.3%)	障がい者団体活動(26.3%)
療育	インターネット等での社会参加(39.0%)	講座・講演会の参加(32.2%)	スポーツ(28.8%)
精神	スポーツ、ボランティア、講座・講演会の参加(各51.2%)	インターネット等での社会参加(48.8%)	障がい者団体活動(46.3%)
児童	講座・講演会の参加(34.5%)	インターネット等での社会参加(31.0%)	障がい者団体活動(27.6%)

第2章 障がいのある人の状況

【地域福祉や障がいに対する理解】

障がいに対する市民理解や、地域・行政の社会的支援について、「進んでいる」、「多少進んでいる」と考えている人は全体の3割弱ほどです。

また、障がいに対する市民理解を深めるために必要なこととして、全体としては「講演会や情報提供」、「福祉教育の充実」、「ボランティア活動」が上位に挙がっていますが、「療育」、「精神」については「就労」が上位に挙がっています。

区分	回答(市民理解や地域・行政の社会的支援の度合い)						
	進んでいる	多少進んでいる	どちらともいえない	多少後退している	後退している	分からない	無回答
全体	9.4%	17.8%	31.5%	1.9%	3.3%	23.5%	12.8%
身体	10.1%	17.7%	30.0%	1.5%	2.9%	23.6%	14.2%
療育	5.1%	23.7%	37.3%	3.4%	3.4%	23.7%	3.4%
精神	9.8%	12.2%	34.1%	4.9%	7.3%	22.0%	9.8%
児童	6.9%	27.6%	31.0%	3.4%	6.9%	24.1%	0.0%

区分	上位回答(障がいに対する市民理解を深めるために必要なこと:複数回答)		
	1	2	3
全体	講演会や情報提供(24.2%)	福祉教育の充実(22.1%)	ボランティア活動(20.8%)
身体	講演会や情報提供(15.1%)	ボランティア活動、福祉教育の充実(各13.4%)	福祉施設の住民開放(12.7%)
療育	就労(24.5%)	講演会や情報提供(19.1%)	福祉教育の充実(18.2%)
精神	就労(19.4%)	講演会や情報提供(13.9%)	福祉教育の充実(12.5%)
児童	福祉教育の充実(32.7%)	就労(25.0%)	講演会や情報提供(23.1%)

【本市の障がい者施策の優先度】

特に優先すべき施策として、全体では「保健・医療」、「災害対策」、「障がいのある子どもの教育・育成」、「身体」を除く各集計区分では「雇用・就労」、「障害福祉サービスの充実」などが求められています。

また、優先すべき施策として「権利擁護」、「相談・情報提供」、「スポーツ・レクリエーション」などが求められています。

区分	上位回答(特に優先すべき施策:複数回答)		
	1	2	3
全体	保健・医療(35.0%)	災害対策(33.5%)	障がいのある子どもの教育・育成(32.3%)
身体	保健・医療(34.6%)	災害対策(33.4%)	障がいのある子どもの教育・育成(28.8%)
療育	雇用・就労(50.8%)	障がいのある子どもの教育・育成(47.5%)	障害福祉サービスの充実(40.7%)
精神	障がいのある子どもの教育・育成(61.0%)	相談・情報提供、雇用・就労(各46.3%)	誰もが外出しやすいまちづくり、保健・医療(各43.9%)
児童	障がいのある子どもの教育・育成(62.1%)	障害福祉サービスの充実(51.7%)	雇用・就労(48.3%)

区分	上位回答(優先すべき施策:複数回答)		
	1	2	3
全体	権利擁護(39.2%)	相談・情報提供(38.4%)	スポーツ・レクリエーション(37.4%)
身体	相談・情報提供(38.6%)	権利擁護(38.3%)	誰もが外出しやすいまちづくり(36.3%)
療育	スポーツ・レクリエーション(55.9%)	保健・医療(52.5%)	相談・情報提供(49.2%)
精神	障害福祉サービスの充実(46.3%)	権利擁護(43.9%)	災害対策、スポーツ・レクリエーション(各41.5%)
児童	災害対策(48.3%)	権利擁護、相談・情報提供(44.8%)	誰もが外出しやすいまちづくり、スポーツ・レクリエーション(各41.4%)

第3章 施策の方向性と目標

第1 早期療育と障害福祉サービスの充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防

<現状と課題>

病気や事故など障がいの発生起因は様々ですが、保健・医療の分野では障がいを引き起こす原因の研究や予防対策の研究が進められています。

その中で、出生前後に発生する障がいを軽減させるための母子保健対策の重要性や、後遺症などの発生リスクが高い生活習慣病に対する予防の必要性が高まっています。

本市においては、以前より妊娠期からはじまる母子保健事業や生活習慣改善などの健康づくりに取り組んでいますが、生活習慣病が原因で障がいに至るケースが見られることなどから、さらなる予防の充実と推進が求められています。

◆施策の方向性◆

障がいの発生の原因となる疾病などを予防するため、健康教育や健康相談、訪問指導等を実施し、健康意識の啓発に努めるとともに、各種保健事業の利用を促進します。

施策の目標

<p>1 妊産婦や乳幼児の保健指導や健康診査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等を交付し、妊婦の健康保持・増進に努めます。 ○ パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組めます。 ○ 母子保健相談及び訪問指導を通じて妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。
<p>2 生活習慣病の予防と重症化予防の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関と連携し、重症化予防に努めます。 ○ 各健診（検診）事後の、受診勧奨対象者への勧奨に努めます。 ○ 生活習慣改善が必要な人への保健指導に努めます。
<p>3 各種保健事業の周知・利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報・市ホームページ等を活用し、各種保健事業の周知・情報提供に努めます。
<p>4 休養・こころの健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で適切な睡眠や休養、こころの健康づくりに関する健康教育を行います。 ○ 市ホームページ等を活用し、睡眠や休養、こころの健康づくりに関する情報提供に努めます。 ○ こころの健康づくりのための、相談窓口の周知に努めます。 ○ 精神障がいのある人とその家族の支援に努めます。

2. 障がいの早期発見、早期治療

＜現状と課題＞

障がいのある子どもについては、早い時期から適切な治療や訓練を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能です。

本市では、妊産婦の保健指導と健康診査を実施し、「4カ月児」、「1歳6カ月児」、「3歳児」の各乳幼児健診において疾病の予防や障がい等の早期発見に努め、治療につなげています。

本市では、自立支援医療（育成医療）において、将来、障がいとなる可能性のある疾病を抱える子どもに対し、障がいの除去に必要な医療費等の給付を行っているほか、身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度の難聴の子どもに対する補聴器購入費の助成を行っています。

また、発達や言葉の遅れが気になる子どもに対しては、「根室市子ども発達支援事業」において臨床心理士、言語聴覚士等の専門職による支援を行い、福祉サービスの利用などの支援につなげています。

近年、子どもの健康や育ちに関する取り組みとして、5歳児健康診査・健康相談を実施する自治体が増えてきていることから、本市においてもその実施のあり方について検討を進める必要があります。

◆施策の方向性◆

各種健康診査及び各種支援事業等を通じ、障がいのある子どもの早期発見・早期治療に努めます。

施策の目標

<p>1 発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健康診査等（4カ月児健康診査、7カ月児健康相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査）を実施し、疾病や心身障がいの早期発見に努めます。 ○ 乳幼児発達健診を実施し、関係機関との連携等による早期療育の推進に努めます。 ○ 関係機関と連携し、本市における5歳児健康診査・健康相談のあり方について調査・検討を進めます。
<p>2 保護者支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市子ども発達支援事業を実施し、専門職による適切な支援・助言を行い、福祉サービスの利用などの支援につなげます。 ○ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療）や、重度心身障がい者医療費助成、こども医療費助成などの各種医療給付事業を実施し、保護者負担の軽減を図ります。 ○ 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成を行い、保護者負担の軽減を図ります。

3. 療育の充実と教育との連携

＜現状と課題＞

「療育」とは、障がいのある子どもが社会的に自立できるように医療と教育をバランスよく提供することであり、特に乳幼児期から必要な治療と訓練を行うことは、基本的な生活能力の向上と将来の社会参加の促進につながることから、療育の提供にあたっては教育部門と連携し、「乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援」を「身近な場所で提供」することが求められています。

平成28年8月に改正施行された発達障害者支援法では、発達障がい者の支援の充実を図るため、「関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制の整備」、「個人情報保護に十分配慮した支援に資する情報共有の促進」など、法律の全般にわたって改正が行われました。

また、平成30年度からの策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」では、障がいのある子どもへの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築、医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障がいのある子どもへの支援体制の構築などに向けて、計画的に取り組むことが求められています。

本市には、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所として、「根室市児童デイサービスセンター」（未就学児を対象）、「放課後児童デイサービス『くれよん』」（就学児を対象）がサービスの提供を行っているほか、「根室市子ども発達支援事業」において、発達や言葉の遅れが気になる子どもに対する専門支援を行っていますが、法の要請や多様化するニーズに対し、支援体制が追い付いていない状況です。

障がいの多様化や、重複化が進行していることから、地域の学校・幼稚園・保育園と特別支援学校、療育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がい特性に配慮した教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、療育・教育体制の充実を図ります。

施策の目標

1 サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業所に対する、事業の運営に必要な支援策について検討を進めます。 ○ 本市で提供が行われていないサービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進めます。
2 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「根室市子ども発達支援事業」において、専門職による支援体制の拡充に努めます。 ○ 通所サービスを利用するために必要な障害児支援計画の作成やモニタリングが身近な場所で行えるよう、関係機関と相談支援事業所の設置に向けた協議を進めます。
3 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の特別支援学級※において、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況や特性などに柔軟に対応し、適切な指導を行います。 ○ 研修等や講演会等を通じ教職員の専門性と資質の向上に努めます。 ○ 「根室市教育支援委員会」において、児童生徒の状況や保護者の意向などを十分に考慮し、個々の特性に応じた適切な就学を図ります。
4 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市社会福祉協議会が行う「ジュニアボランティア講座」などを通じ、障がいや福祉に対する理解を推進します。
5 福祉と教育の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージを通じ、切れ目のない支援が行われるよう、個人情報保護に十分配慮したうえで、支援に資する情報の共有促進に努めます。 ○ 子育てファイル「りんくす・ねむろ」の活用促進に努めます。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門と連携を図り、卒業後の障害福祉サービス等の利用が円滑に進むよう支援を行います。
6 医療的ケア児・重症心身障がい児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の構築に向け、関係機関との協議の場の設置に努めます。

※特別支援学級：小中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために設置する学級

4. 障がいの軽減、補完、治療等

＜現状と課題＞

障がいのある人に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらは、障がいの発生予防をはじめ、軽減・除去、健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

本市では、重度心身障がい者医療助成や自立支援医療（更生医療）により医療費の軽減を行っているほか、障がいによって失われた身体機能を補完するため、補装具の支給を行っています。

アンケート調査の結果からは、医療費よりも通院に伴う交通費に負担を感じている人が多くいることが分かり、外出支援をはじめとする日常生活支援と併せた課題の解決が求められています。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の医療と福祉を支援するため、医療費等の軽減と制度の周知等に努めます。

施策の目標

<p>1 各種助成・給付事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療）や、重度心身障がい者医療費助成などの各種医療給付事業を実施し、対象者の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 判定機関や福祉用具業者と連携し、補装具の適切な支給に努めます。 ○ 難病等の治療のため、市外の医療機関を受診する際の交通費等の一部を助成し、難病患者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 通院に係る交通費の軽減について、周辺自治体の状況も参考にしながら、今後の制度のあり方を検討します。
<p>2 情報提供の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市ホームページや担当窓口等において、制度に関する情報提供を随時行い、制度の有効活用を促します。

5. 障害福祉サービスの提供体制

＜現状と課題＞

障がいのある人の日常生活を支えるため、本市においても障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されていますが、提供できるサービスの種類やサービス提供事業所の数が少ないなどの理由から、利用者のニーズに十分に答えられていないことが大きな課題となっています。

また、介護・福祉職員の人材不足が近年顕著となる中、サービス提供事業所においても人材の確保に苦慮している状況にあります。

その一方で、本市において平成29年11月に福祉事業を行う一般社団法人が設立され、平成30年度中に障がい者グループホームと生活介護事業所を開設する見通しであるほか、精神障がい者グループホームを運営している医療法人においても、同年度中に自主運営から障害者総合支援法に基づく指定事業所化への転換を予定しているなど、本市のサービス提供体制に新たな動きも出てきているところです。

国では平成29年6月に介護保険法を改正し、介護保険と障がい福祉の両方の制度に「共生型サービス」を新たに位置付け、事業所の指定基準の緩和により、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくする仕組みを導入するほか、同月改正の障害者総合支援法において、平成30年度に「自立生活援助」、「就労定着支援」などの新たなサービスを創設するところであり、今後の動向を注視する必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

国の動向を踏まえ、福祉・介護部門の連携により障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

施策の目標

<p>1 サービス提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で提供が行われていないサービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進めます。 ○ 介護保険事業所へ共生型サービス活用の働きかけを行うなど、本市の障害福祉サービス提供体制の強化に向けた取り組みを進めます。
<p>2 障害福祉サービス事業所への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス事業へ新たに参入する法人が円滑に事業指定を受けられるよう、助言・情報提供等を行います。 ○ 障害福祉サービス事業を行う社会福祉法人に対し、施設整備費等の支援を行います。 ○ 障害福祉サービス事業等を運営、または新規参入する法人への支援策について、検討を進めます。 ○ 福祉・介護職員の確保に向けた取り組みを進めます。
<p>3 福祉・介護の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・介護部門の連携を図り、共生型サービスへの対応や障がいのある高齢者への支援に取り組めます。

6. 日常生活支援

<現状と課題>

障害者総合支援法では、地域での生活を望む障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用し、地域で暮らし続けられるよう、総合的な福祉サービスの提供を求めています。

本市においても、在宅生活、日中活動、外出・移動等の各種施策を実施し、地域での日常生活を支援するための取り組みを続けていますが、すべての分野について十分な提供体制が整備されているとはいえない状況です。

多様化する福祉ニーズを的確にとらえ、地域課題の発見と解決に向けた取り組みを積極的に進めることが求められています。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の日常生活を支援するため、各種制度の利用促進を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じた事業の実施に取り組みます。

施策の目標

<p>1 在宅生活への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスにおいて、認定調査等を通じ、適切な支給量の決定に努めます。 ○ 日中一時支援事業を実施し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。 ○ 訪問入浴サービス事業を実施し、重度の障がいのある人の健康増進を図ります。 ○ 日常生活用具を給付し、日常生活の不便の解消を図ります。
<p>2 日中活動の場の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動支援センターを運営し、創作活動等を通じ利用者の日中活動を支援します。 ○ 障害福祉サービス事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく介護給付（生活介護など）、訓練等給付（自立訓練等など）の質の向上に努めます。
<p>3 生活の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス事業所と連携し、グループホームの確保に努めます。 ○ 入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、地域移行を円滑に図るための取り組みを進めます。 ○ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、適切なサービスの提供に努めます。 ○ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、地域生活への移行や親元から自立するための体験の場の提供を進めます。

4 外出・移動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の肢体不自由のある人等にハイヤー乗車券を交付し、外出支援と社会参加を進めます。 ○ 障がいのある人の社会参加を進めるため、外出・移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めます。 ○ 福祉施設・特別支援学校等への訪問・帰省に要する交通費等の一部を助成し、保護者負担の軽減を図ります。
5 難病患者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病等の治療のため、市外の医療機関を受診する際の交通費等の一部を助成し、難病患者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 根室保健所や相談支援事業所等の関係機関と連携し、難病患者等に対する障害福祉サービスや日常生活用具、交通費等助成等の利用促進に努めます。
6 各種制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、各種料金の減免・割引制度などの周知を行い、有効活用を促します。 ○ 特別障害者手当や障害児福祉手当などの、国の制度に即した各種手当を給付します。
7 ニーズに応じた事業の創設・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人のニーズに応じた事業の創設に取り組みます。 ○ 本市の裁量で実施している事業について、周辺自治体の状況も参考にしながら制度の拡充に努めます。

第2 相談支援体制の充実と情報提供

1. 相談支援体制の充実

<現状と課題>

障がいのある人が地域で自立して生活を継続するためには、日常生活に関わる様々なことを気軽に相談できる地域の相談支援体制づくりが必要です。

障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画を作成し、対象者の抱える課題の解決やケアマネジメントを行う相談支援事業所が必要ですが、本市には当該事業所がなく、現在は別海町や中標津町の事業所を利用している状況にあり、本市のサービス提供体制の整備は進んでいない状況にあります。

また、国では、精神科病院における長期入院者の退院支援や地域生活への移行を進めるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を求めており、これらの課題の解決を図る必要があります。

平成30年度より根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」が根室管内における基幹相談支援センター業務を行うことに伴い、当該センターと連携し、地域の相談支援体制を整備することが重要です。

◆施策の方向性◆

市民に身近な相談支援を提供するため、相談支援体制の充実を図るほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備に努めます。

施策の目標

<p>1 相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所窓口において必要な情報の提供、助言等を行うなど、各種相談の円滑な実施に努めます。 ○ 障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するために必要な計画（サービス等利用計画、障害児支援計画）の作成や、モニタリングが身近な場所で行えるよう、関係機関と相談支援事業所の設置に向けた協議を進めます。 ○ 障がい者相談員や民生委員児童委員など、地域の身近な相談者等の活用について、市広報、市ホームページ等で広く周知を図ります。
<p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療・福祉などの関係機関との連携・協議の場を設置し、精神に障がいがある人の退院支援及び地域生活への移行に向けた体制整備を図ります。
<p>3 基幹相談支援センターとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。

2. 情報提供のあり方

＜現状と課題＞

障がいのある人に対する情報提供は、日常生活の不便さの改善や社会参加を促進するうえで欠かすことのできないものです。

本市においては、各種福祉サービスの一覧を作成し、各種手帳等の交付時に配布しているほか、市内のボランティアグループが作成した「広報ねむろ」の音訳CDを、視覚障がいのある人に毎月配布しています。

また、市役所窓口到手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人の各種手続きや相談に対応しているほか、日常生活上の意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣を行っています。

障がいのある人への情報提供は、障がいの種別や特性に応じた対応が必要ですが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、本市においても「合理的配慮の提供」に即した、これまで以上にきめ細かな対応が求められています。

◆施策の方向性◆

障がいのある人への福祉サービスや生活支援について、障がいの種別や特性に応じた、分かりやすい情報提供に努めます。

施策の目標

1 周知・広報の充実	○ 市役所窓口や市ホームページにおいて、各種福祉サービスの情報等を分かりやすく提供します。
2 障がいの種別や特性に応じた情報提供	○ 「広報ねむろ」音訳CDの作成・配布や、市ホームページの音声読み上げ機能により、視覚障がいのある人への情報提供を進めます。 ○ 手話通訳者の配置や手話通訳者の派遣により、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を図ります。 ○ 障がいの種別や特性に応じた情報提供を行うため、各種福祉機器等の活用を進めます。 ○ 「合理的配慮」に即した情報提供に努めます。
3 人材育成等	○ 手話講習会を開催し、聴覚障がいのある人の日常生活を支援する人材を育成します。 ○ 難聴者・中途失聴者向けの手話講習会を開催し、手話の普及と活用を進めます。

第3 就労支援と社会参加の促進

1. 就労支援

＜現状と課題＞

障がいのある人が仕事を持ち、社会の一員として社会活動に参加し、そこに生きがいを見出すことは、障がいのある人にとっても社会にとっても有意義なことであり、障害者総合支援法において、障がいのある人の「就労支援」は大きな柱に位置づけられています。

障害者雇用促進法においても、平成28年度より雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供を義務化し、平成30年度からは法定雇用率に精神障がいのある人も加えることとし、率の引き上げが予定されています。

アンケート調査では、雇用・就労に関する施策を望む声が非常に高く、本市としても障がいのある人の雇用の促進に向けた取り組みを重点的に進める必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

就労関係機関と連携し、各種制度の活用を促進するとともに、企業等の理解を求めるなど、障がいのある人が就労の機会を得ることができるよう、一般就労に向けた支援に取り組みます。

施策の目標

<p>1 一般就労の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者就業相談を実施し、一般就労を希望する障がいのある人の支援を進めます。 ○ 職場実習支援事業を実施し、就労訓練の場の確保に努めます。 ○ 根室公共職業安定所やくしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」などの関係機関と連携し、企業や事業所などの理解と協力を得ながら、実習先の確保に努めます。 ○ 市内の企業や事業所に対し、障がいに対する知識と理解を深める啓発を行います。 ○ サービス提供事業所と連携し、福祉的就労から一般就労への移行に向けた取り組みを進めます。
<p>2 福祉的就労の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で提供が行われていない就労系サービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進めます。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門や関係機関と連携を図り、アセスメントの実施等を通じて、学校卒業後に就労系の障害福祉サービスの利用が円滑に進むための支援を行います。 ○ 全庁的な優先調達体制を構築し、就労支援事業所等の受注機会の拡充に努めます。

2. 社会参加の促進

<現状と課題>

障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障がいのある人の生活の幅を広げ、その質を高める重要な要素であり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

また、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、コミュニケーション手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

本市では、障がいのある人やその家族等が中心となって組織されている団体が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動や各種事業等を実施するなど、地域生活において重要な役割を果たしており、障がいのある人の社会参加を促進するため、関係団体と連携を密にしながら、団体の自主的な事業運営を支援し、その育成と活性化を図ることが必要です。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の社会参加を進めるため、意思疎通支援や移動支援などの充実を図るほか、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施します。

施策の目標

<p>1 移動・意思疎通支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の肢体不自由のある人等にハイヤー乗車券を交付し、外出支援と社会参加を進めます。 ○ 障がいのある人の社会参加を進めるため、外出・移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めます。 ○ 自動車運転免許取得に要する経費及び自らが所有する自動車の改造経費を助成し、社会参加の促進につなげます。 ○ 各種講演会等において手話通訳者を配置するなど、社会活動における意思疎通支援の確保に努めます。
<p>2 スポーツ・文化活動等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉団体スポーツ交流会の運営に参画し、障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう支援します。 ○ 障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。 ○ 精神障がい者社会参加促進事業（合同レクリエーション）の運営に参画し、精神に障がいのある人の文化活動を支援します。 ○ 文化・芸術活動の振興に向けて、障がいのある人が参加しやすい活動内容や発表の場の充実に努めます。
<p>3 障がい者団体や家族会等に対する支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各障がい者団体への補助事業を通じ、団体の自主的な活動を支援します。

第4 地域で支える基盤づくり

1. 権利擁護と障がいに対する理解の促進

＜現状と課題＞

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解などが依然としてあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が義務（民間事業者は努力義務）とされたところですが、アンケート調査における法律の認知度は全体の2割以下という結果であり、制度の周知が不足している状況です。

今後は、障がいのある人や障がいについて正しい知識を得て、理解を深めてもらうための啓発を重点的に進める必要があります。

また、障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の普及に向けた取り組みが必要です。

◆施策の方向性◆

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、地域の相談支援体制や関係機関の連携の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進及び普及啓発に取り組めます。

施策の目標

<p>1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者虐待防止法や障害者差別解消法について、関係機関と連携しながら広く普及啓発を図ります。 ○ 障がいのある人やその家族から、差別に関する相談に応じるとともに、広く合理的配慮の浸透に努めます。 ○ 庁内における合理的配慮の提供に向けた取り組みを推進するため、職員対応要領の作成や職員研修の実施に努めます。 ○ ヘルプマーク・ヘルプカードを周囲の手助けが必要な人へ配布し、必要な支援につなげるほか、市民へ理解を促します。 ○ 障がいの有無に関わらず、共に生活し、活動できる社会をめざすノーマライゼーション理念の普及に努めます。
<p>2 障がい者虐待の防止と普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課に「障がい者虐待防止センター」を設置し、相談、通報、届出の窓口として虐待の早期発見に努めます。
<p>3 権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の普及に努めるとともに、親族等がいない人については、成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。 ○ 社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進を図ります。
<p>4 福祉教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動を通じ、障がいや福祉に対する理解を進めます。

2. 地域における支援体制づくり

＜現状と課題＞

障がいのある人が自立した生活を営むためには、さまざまな福祉サービス等の支援が必要です。

障がいのある人は、心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等の支援を必要とし、在宅生活において家族がその役割を担っています。

このため、地域全体で障がいのある人や家族を支援する体制の整備が必要となっており、市役所、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、障がい者団体、民間福祉事業者や地域住民等が連携しながら、障がいのある人の生活を支援する体制が必要です。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の地域での日常生活を支えるため、地域福祉活動の推進に努めるほか、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体に対する活動を支援します。

施策の目標

1 地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員児童委員協議会への研修を通じ、障がいのある人への理解を深め、日常生活における相談支援体制の推進を図ります。 ○ 市役所、民生委員児童委員、社会福祉協議会、事業者等の連携を強化し、障がいのある人に対する公益的な取り組みを進めます。
2 ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市地域福祉事業推進補助事業を実施し、ボランティア活動を行う団体を支援します。

第5 安心して暮らせる生活環境づくり

1. 住環境の整備等

＜現状と課題＞

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

本市においては、公営住宅の建設等にあたり、住宅内外の段差の解消及びスロープ化や手すりの設置など、障がいのある人に配慮した整備に努めており、また、個人住宅については、障がいの程度に応じて、手すりなどの設置費用の一部助成を行うなど、障がいのある人にとって住みよい住環境確保への支援を行っています。

このようなことから、引き続き、障がいのある人の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した住環境の整備が必要です。

また、障がいのある人が安心して外出できるよう、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレ等などの、バリアフリーを意識したまちづくりを進める必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の状況に配慮し、住宅改修等への支援や住宅・グループホームの供給を進めるとともに、ユニバーサルデザイン[※]の視点に立った住環境と、バリアフリー化の普及に努めます。

施策の目標

1 住宅改修に要する費用の助成	○ 在宅生活を送る障がいのある人などを対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー改修・改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人が安心して快適に暮らせる住居の整備を推進します。
2 公営住宅の整備	○ 公営住宅の建て替えに際し、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進めます。
3 グループホームの整備	○ 障害福祉サービス事業所と連携し、グループホームの整備促進に努めます。
4 バリアフリー化の推進	○ 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレ等の整備などを進めるとともに、民間施設等への協力を働きかけます。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

2. 災害時における避難支援対策

<現状と課題>

アンケート調査の結果では、全体の約半数が避難先での不安、避難時の移動に関する不安を抱えているということが分かりました。

地震や津波等の自然災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な障がいのある人に対する、円滑かつ迅速な避難支援のためには、地域と一体となった対策を講じる必要があります。

◆施策の方向性◆

「根室市地域防災計画」や「根室市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、町内会や自主防災組織との連携を強化しながら、災害時における円滑な避難支援体制の構築に努めます。

施策の目標

1 地域における避難支援等の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難訓練や防災講座を実施し、防災に関する日頃からの準備や避難方法などについて周知・啓発を進めます。 ○ 個人情報の保護に十分配慮したうえで、避難行動要支援者に関する情報を関係機関と共有し、避難行動支援に係る地域防災力の向上等を図ります ○ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新を図るほか、個別計画の作成に努めます。
2 福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所の指定箇所を増に向けた体制整備に努めます。 ○ 福祉避難所における備蓄品の定期的な更新に努めます。
3 災害時の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報等の提供を促進するため、行政メール配信サービス「ねむるメール」の登録普及に努めます。

第4章 計画の推進等

第1 計画推進にあたって

本計画の推進にあたっては、国や北海道の各種施策と整合性を図るとともに、障害者総合支援法に基づく「根室市障がい福祉計画」並びに「根室市障がい児福祉計画」を本計画の実施計画的な位置づけとしていることから、相互に調和を保ちながら計画の推進を図ります。

第2 計画の推進管理

国及び北海道との連携のもとに、着実な推進を図るため、障がい者施策の立案推進にあたっては、障がいのある人やその家族の参画を基本とし、広く関係者などとの対話を重視しながら円滑な施策の推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を実施することとし、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされていることから、本計画においてもこの考え方を基本とし、内容について大きな変更等が生じる場合においては、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、進捗管理や評価などについては「根室市地域自立支援協議会」での協議などにより行うこととします。